

4月からの新しい生活の始まりに向けて

異動のシーズンです。こんなときは14日以内に届出を！

国民健康保険（国保）の加入や、他の医療保険に加入するために国保から抜けるときは、届出が必要です。届出は、役場4番窓口で本人または同じ世帯の方が行い、その際は窓口に来られた方の「本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）」の提示をお願いします。

※同じ世帯でない方が届出をする場合は、委任状が必要です。

国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入してきたとき（社保でない方）	● 転出証明書
職場の健康保険から抜けたとき	● 職場の保険から抜けた・はずれた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書

※ 加入の届出が遅れると…

- ① 加入資格を得た時点まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。
- ② 届出をしない間の「保険証」を持っていない状態で病院を受診すると、一旦全額自己負担となります。

国保から抜けるとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村に転出するとき（社保でない方）	● 保険証
職場の健康保険に加入したとき	● 職場の保険証（加入証明書も可） ● 国保の保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保被保険者が死亡したとき	● 保険証
生活保護を受け始めたとき	● 保護開始決定通知書
後期高齢者医療制度に加入するとき	75歳到達で加入する方の届出は不要

※ 国保から抜ける届出が遅れると…

- ① 届出をするまで、保険税が発生します。
- ② 資格のない「保険証」を使って病院を受診した場合、国保が負担した医療費を返していただく場合があります。

ポイント！

保険税は届出をした月からではなく、加入の資格を得た月からの納付となります。

国民健康保険の届出・申請には、個人番号の記入が必要です。手続きの際は、上記の必要書類に加え、次の書類をお持ちください。

- マイナンバーカード（個人番号カード）または、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類